

秋田県女性農業委員だより



《第6号》

発行日 平成27年9月30日
秋田県女性農業委員協議会



1. 秋田県女性農業委員協議会第8回総会・平成27年度女性農業委員研修会を開催しました

(1) 第8回総会

8月21日、秋田県女性農業委員協議会第8回総会を、28名の女性委員の出席のもと秋田市「ホテルメトロポリタン秋田」にて開催しました。

議案として提出した、平成26年度事業報告と収支決算、平成27年度事業計画と収支予算案等について、全て原案どおり決定しました。

特に、事業計画においては、11月に秋田県で東北・北海道女性農業委員研修会を開催・運営することとなっております。今年度の当協議会の運営に対するご協力・ご指導について、よろしくお願いいたします。

(2) 平成27年度女性農業委員研修会

第8回総会に引き続き、平成27年度女性農業委員研修会を開催しました。はじめに、秋田県農業会議 二田会長から農業委員会法改正についてと今般のTPP等の情勢について報告いただいた



佐々木信子 先生による講演

後、秋田大学の佐々木信子准教授を講師に迎え、「秋田の食文化のゆくえ」一郷土食と甘味噌好の経年変化—をテーマに講演いただきました。先生からは、「学校給食等で食べる機会が与えられ、かつて県北の郷土食であった「きりたんぼ」や県南

の甘味嗜好が全県に広がりを見せている」など、郷土食の伝承の在り方等について、自身の家庭課教職員としての経験を交えながらお話いただき、和やかな雰囲気の中での講演となりました。

講演の後、3つのグループに分かれて、「女性が活躍できる農業委員会体制をどう構築するか」をテーマに、日頃の委員会活動や活動の中で感じていることなどについて話し合いを行いました。

この中では、地域で女性委員の選出を求めていくことの重要性、委員会活動において男女の別はなく、思いを他の委員に伝えることや、制度等についての知識を十分に習得し、地域の課題について事務局へつなぐことなど、農業委員会活動のノウハウについて先輩委員から新任の委員へアドバイスがあったほか、小学生を対象にした食育に関

する作文・作画コンクールの実施や、農地の不法投棄についての紙芝居を企画・実演した取り組みなどについて語っていただき、大変有意義な時間となりました。



意見交換会の様子

女性農業委員のペンリレー

私のつぶやき vol.6

—にかほ市農業委員会 齋藤久江さん—



今年の夏は雨が降らず、農家の皆さまには、農作物の管理に大変苦勞されたことと思います。また、7月末の大雨によって被害を受けられた方々にお見舞い申し上げます。

私は、議会推薦委員として、**齋藤久江さん** これまで3期農業委員会に籍を置いてきました。その中で女性委員の存在をアピールしなければならないという思いから、「委員会全体が受け皿になり、地元の中学生が農業を一つの職業として捉える機会になれば」と職場体験発表を企画したことがありました。

教育委員会との協議で、夏休み中の5日間、5人の農業委員宅で受け入れし、我が家では施設園芸を体験してもらいました。職業体験で農業を選択してくれたこと、40度にもなるハウスの中で弱音も吐かずに頑張ってくれたことに嬉しくなったことを覚えています。

さて、にかほ市では9月末日をもって任期満了

を迎え、改選となる予定でしたが、制度改正によって、平成28年3月まで任期が延長されました。県内では最も早く平成28年4月より新体制を整え、活動をスタートさせなければなりません、組織体制をどのように選考・決定していくのか十分に協議していく必要があります。

農業を巡る情勢は日々変化しますが、国・政府は、農業が国民の命の源となる食料を生産するの場であり、「生命産業」だということを忘れずに農業政策を進めて欲しいと思います。



職業体験の様子とお礼の手紙

2. 平成 28 年 4 月施行 改正農業委員会法のポイント

4 月から施行される改正農業委員会法の政省令（案）が公表されました。そのポイントについてご紹介いたします。

(1) 農業委員の過半数を認定農業者にすることの例外

改正農業委員会法では、農業委員の過半数を認定農業者とするとありますが、地域によって認定農業者の数にはばらつきがあるため、例外が設けられます。

「農業委員会の区域内の認定農業者数が、農業委員の定数の 8 倍を下回っている場合」に認められ、次に該当する方を選出します。

○委員の過半数が、認定農業者及びそれに準ずる者（認定農業者の OB、認定就農者、集落営農組織の役員等）で、議会の同意を得ること
↓それでも難しい場合↓
○委員の少なくとも 4 分の 1 が認定農業者及びそれに準ずる者で、議会の同意を得ること
↓それでも難しい場合↓
○農林水産省の承認を得ること

(2) 農地利用最適化推進委員を委嘱しないことのできる市町村

市町村農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）を委嘱することとなりますが、次のいずれにも該当する場合は、推進委員を委嘱しないことが出来ます。

- ① 市町村の区域内の遊休農地率が 1 パーセント以下であること
- ② 担い手に対する農地の集積率が 70 パーセント以上であること

(3) 農業委員及び推進委員の定数の基準

農業委員、推進委員の定数は、市町村の条例により、次の基準（①②及び表）で上限を定めることとなります。

①農業委員の定数の上限

- a) 推進委員を置く委員会は、現行の半数程度
- b) 推進委員を置かない農業委員会は、現行の定数とほぼ同数とする

②推進委員の定数の上限

現場における農地利用の最適化の推進のための活動が支障なく行える程度に推進委員を配置できるよう、農業委員会の区域内の農地面積 100 ヘクタールに一人の割合で推進委員を配置できる

区分		改正後の上限	現行の上限
(1) 次のいずれかの農業委員会 ① 農業者数が 1,100 人以下 ② 農地面積が 1,300ha 以下	推進委員を委嘱する場合	14 人	20 人
	委嘱しない場合	27 人	
(2) (1) 及び (3) 以外の農業委員会	推進委員を委嘱する場合	19 人	30 人
	委嘱しない場合	37 人	
(3) 農業者の数が 6,000 人を超え、かつ農地面積が 5,000ha を超える農業委員会	推進委員を委嘱する場合	24 人	40 人
	委嘱しない場合	47 人	

(4) 委員・推進委員の推薦・公募等

委員と推進委員の推薦・公募は同時に行うことができ、この時、一人が委員・推進委員両方の候補者となることや、推進委員については複数の区域について同時に候補者となることができます。

推薦・公募の期間はおおむね 1 カ月です。

特別寄稿

「信頼」の大切さをつきとめ、農業の現状と食の大切さを伝えたい

秋田県立大学 修士課程2年 五十嵐果林さん

県内農業の生産・研究・関係機関の現場で活躍する女性の思いを紹介します。今回は、秋田県立大学で農業経済を専攻する女子大学院生から綴っていただきました。

私は現在、「米の長期安定取引に向けて、何が必要か」を大きな柱として研究を行っています。そのきっかけは、出身地である茨城県に住んでいる頃から農業が身近にあり、「農業は儲からない」だとか「米の値段は安い」といったような話を聞き、それは何故なのか、など農業をとりまく問題について疑問を持ったためです。

卒業研究では、秋田県内のある稲作生産部会と長きにわたり取引をする首都圏の米小売業者を対象として、取引過程について分析を行い、その特徴を明らかにすることを課題としました。それにより、取引をする双方に「信頼」を築くことが重要であることが分かりました。現在は、業務用米販売取引においても「信頼」がどれほど重要であるか、また、それを形成するにはどのようなことが必要か明らかにしたいと考えています。

来年は、関東を拠点とする生活協同組合に入組する予定です。生活協同組合も生産者と消費者の「信頼」の上に成り立っている組織の一つであると考えます。



五十嵐果林さん

そのような組織で、大学や大学院の研究を通じて培った知識を糧に、消費者の特に主婦の方やお子さんを持つ家庭の方々に、農業の現状や食の大切さを、少しでも理解していただけるよう、日々の仕事を精一杯行っていきたいと考えています。

5. 今後の予定

「平成27年度東北・北海道ブロック女性農業委員研修会」を開催します！

11月20日午後1時から4時まで、秋田市「ホテルメトロポリタン秋田」にて「平成27年度東北・北海道ブロック女性農業委員研修会」を開催します。

研修会では、京都府立大学の講師 中村 貴子 氏をお招きし、改正農業委員会制度における女性農業委員の登用の在り方や、女性の活躍等について講演いただくほか、全国農業会議所から組織改革

等についての情勢報告を予定しております。

また、本県の北秋田市農業委員会の皆さんから、「小学生に農業委員会活動を知ってもらおう」という思いから作成した紙芝居のきっかけや思いについて語っていただき、実際に演じていただくほか、他県からの事例発表も予定しておりますのでご期待ください。東北・北海道の女性農業委員の皆さんと共に学び、語り合しましょう。

— 編集後記 —

・事務局担当が変わってから初めての発行です。当初の予定よりずれ込んだ発行となり大変ご迷惑をおかけいたしました。協議会の活動PRの場であり、積極的に取り組んでまいります。

・制度改正の動向と対応が注目される中ですが、皆さんと一緒に女性農業委員が更に活躍できる体制をつくっていききたいと意気込み、東北・北海道ブロック研修会に臨む所存です。

編集・発行：秋田県女性農業委員協議会（事務局：秋田県農業会議）

秋田県秋田市山王4丁目1-2 秋田地方総合庁舎内

TEL:018-860-3540 FAX:018-823-7361 HP: <http://apca.or.jp/w-agri/>